

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都市計画部都市総務課
件名	シェア型マルチモビリティを活用した市内回遊・地域活性実証業務
履行場所	さいたま市全域
契約締結日	令和5年7月26日
契約の相手方名	OpenStreet株式会社
契約金額	5,810,750円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、各区の地域活性化及び魅力向上を目的として、市民がシェア型マルチモビリティを利用して市内の施設等を巡ることにより、地域への親しみや愛着を深める効果が得られるか実証を行うものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、実証期間に合わせてシェア型マルチモビリティのアプリケーションのシステムを構築することが必須であり、受託者にはその権限を所有していることが求められる。現在、本市でシェア型マルチモビリティを運営しているのはOpenStreet株式会社一社のみであり、本業務の履行に必要な当該権限を所有しているのも同社のみである。</p> <p>以上のことから、OpenStreet株式会社が本業務を総合的に遂行できる唯一の者と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都市計画部都市総務課
件名	シェア型マルチモビリティのサブスクリプションサービス実証業務
履行場所	さいたま市全域
契約締結日	令和5年7月26日
契約の相手方名	OpenStreet株式会社
契約金額	4,730,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、令和3年3月より実施している「シェア型マルチモビリティの実証実験」(以下「実証実験」という。)を活用し、定額料金で実証実験に参加してもらうことで、市民に対し、区政20周年の理解を深めるとともに、実証実験の利用の促進することを目的とするものである。</p> <p>現在、実証実験のサービス提供を担っているアプリケーションは、導入当初から現在まで、上記業者が継続的に運用・保守管理を行っている。また、上記業者独自のシステムによりシェア型マルチモビリティの管理・運営も行っていることから、上記業者以外での安全で快適なサービス提供が困難である。</p> <p>以上により、サブスクリプションサービス実証実験に関して、専門的な知識・技術を有している上記業者との随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都市計画部都市総務課
件名	令和5年度さいたま市防災まちづくり情報マップ更新業務
履行場所	さいたま市全域
契約締結日	令和5年9月11日
契約の相手方名	国際航業株式会社 埼玉支店
契約金額	1,100,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、平成27年度に策定した「さいたま市防災都市づくり計画」に基づき、昨年度発注した「さいたま市防災都市づくり計画推進業務」等において作成した延焼リスク、避難困難リスク等(以下「災害リスク等」という。)のデータを、Web GIS(さいたま市地図情報)及び庁内GIS(地理情報システム)のコンテンツ「防災まちづくり情報マップ」に反映することを目的としている。</p> <p>現在、稼働中のWeb GISは、導入当初から現在まで、上記業者が継続的に運用・保守管理を行っている。また、Web GISは汎用性のないGISソフトウェアで構築されていることから、システム開発業者である上記業者以外での保守管理が困難である。</p> <p>以上の理由から、上記業者との随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都市計画部交通政策課
件名	さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画改定に関する基礎調査
履行場所	さいたま市全域
契約締結日	令和5年7月26日
契約の相手方名	一般財団法人計量計画研究所
契約金額	8,954,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、本市の交通政策の基本的な考え方を取りまとめた「さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画」の改定に向けた支援を行う業務である。</p> <p>本計画の改定にあたっては、受託者からの専門的なアドバイスや提言を得ることにより、本市を取り巻く社会情勢等を踏まえた、的確かつ魅力的な計画の改定につながることから、業務に対する取組意欲、取組体制等の提案を審査し、最も優れた業者を選定する必要がある。</p> <p>このため、本業務の性質、目的を勘案し、入札方式によらず、企画提案方式により選定した業者との随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都市計画部自転車まちづくり推進課
件名	2023サイクルフェスタ実施業務
履行場所	さいたま市大宮区北袋町1丁目地内
契約締結日	令和5年7月18日
契約の相手方名	株式会社JTB 埼玉支店
契約金額	22,484,616円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は2023サイクルフェスタを開催する業務である。 当業務の実施にあたっては、大規模なイベントにおける安全な管理運営と魅力的なコンテンツの実施が求められるため、本業務を実施するにあたり、大規模イベントの実績がある民間事業者の技術・知識等を活用する必要があるため、プロポーザル方式を採用し、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局みどり公園推進部見沼田圃政策推進課
件名	見沼田圃地域里山再生維持管理手法検討業務
履行場所	さいたま市緑区南部領辻地内外
契約締結日	令和5年8月29日
契約の相手方名	東京パワーテクノロジー株式会社
契約金額	4,810,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、見沼田圃本来の自然の姿を維持・回復させる方法を考案すると同時に、里山維持管理手法について明確なガイドラインを作成するための業務である。</p> <p>本業務の取り組みは、森や湿地などの里地里山の維持管理プロセスを構築することであり、持続的な取り組みを担保するためには、保全活動の主体者である土地の所有者や保全活動団体と連携して実施していくことが重要である。そのため、専門的な知見を有する事業者を事業に参加させるにあたっては、連携する者の了解を得る必要がある。従って、業者選定に対して市の外部の者の意見が反映されることとなるので入札制度にそぐわないため、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方について、当事業を構築するにあたり、環境省の生物多様性保全推進支援事業の活用を軸に検討してきたが、行政以外の2団体の参加による協議会の設立が応募条件であった。そこで、生物多様性の知見や業務実績が豊富である、当該業者含む関連会社である2社に事業への参画を打診し、両社から了解を得て、その他市民活動団体なども含めて協議会を設立した。その後、構成員と協議を重ね、当該業社の知見の活用を前提に事業計画を策定した。当該業者以外の企業へ委託した場合は、2社の当事業への参加の意義が失われ、事業を一から見直すこととなる。その場合、今年度想定していた調査等の開始が早くとも令和7年度以降になり、事業の継続が困難となるため、随意契約により当該業者と契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所
件名	浦和東部第一特定土地地区画整理事業 埋蔵文化財発掘調査業務(R5)
履行場所	さいたま市緑区大字中野田地内
契約締結日	令和5年9月5日
契約の相手方名	一般財団法人さいたま市遺跡調査会
契約金額	5,864,100円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、浦和東部第一特定土地地区画整理事業に伴う埋蔵文化財包蔵地の記録保存のために発掘調査を行う業務である。平成16年9月27日付で浦和東部第一特定土地地区画整理事業施行者さいたま市、さいたま市教育委員会及び、さいたま市遺跡調査会の間で埋蔵文化財に関する協定書を締結しており、目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>業務の特殊性から専門的な知識を必要とするため、協定を締結しているさいたま市遺跡調査会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都心整備部東日本交流拠点整備課
件名	大宮駅新東西通路等検討業務(その2)
履行場所	さいたま市大宮区錦町地内外
契約締結日	令和5年9月12日
契約の相手方名	公益社団法人日本交通計画協会
契約金額	7,656,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は新東西通路の計画・設計内容の妥当性検証等を実施する業務である。本業務では、旅客鉄道株式会社の鉄道施設整備及び自由通路整備事業に加え、国の補助事業、自由通路要綱に精通しつつ、中立的な立場で判断・精査する能力が求められる。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>本業務に必要な条件をすべて備えている唯一の法人は公益社団法人日本交通計画協会と判断できるため、同法人と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>